

居宅介護支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （2）指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- （3）事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- （4）高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努め、虐待防止のための措置を講ずる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 すみれ在宅介護支援センター
- (2) 所在地 黒石市大字花巻字村北 13-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 3名以上(4名・・・常勤職員) 他は兼務

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、1月1日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 電話等により 24 時間常時受付等が可能な状態とする。

(母体施設であるすみれ特別養護老人ホームで対応する)

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 自宅又は第 3 条に規定する事業所内の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 自宅又は第 3 条に規定する事業所内の相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 定期訪問（随時）

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるも

のとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交

通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・通常の実施地域を越えるところから 1 キロメートルにつき 37 円

3 前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に

関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、黒石市、田舎館村、平川市、藤崎町、青森市（旧浪岡町地区）の区域とする。

(非常災害対策)

第 9 条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）を別途定める。

(高齢者虐待防止)

第 10 条 入居者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を別途定める。

(身体拘束廃止)

第 11 条 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束廃止について別途定める。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 月以内

(2) 継続研修 年 4 回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

すことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を 保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

- 4 包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、積極的に受託、対応する ものとする。
- 5 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメント基礎技術に関する実習」等に 協力又は協力体制をとっていくものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人すみれ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 8 月 1 日 一部改正

平成 17 年 10 月 1 日 一部改正

平成 18 年 4 月 1 日 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正